### ~鳥取県からのお知らせ~

# 抗がん剤治療副作用対策支援事業 補助金のご案内

がん治療を受けられる方が使用する 頭皮冷却装置用のインナーキャップや、抗がん剤による脱毛を 防ぐために使用する用品の購入費用を助成します。

#### 対象となる方

- ○鳥取県に住所を有する方
- 〇がんの治療(化学療法)を受けた方、受けている方



#### 対象となる用品

- (1) 頭皮冷却装置を使用する際に必要となるインナーキャップ
- (2) 抗がん剤治療による脱毛を防ぐ為に使用する用品 (アピアランス用ケアローション等)

#### 補助金額

購入費用に1/2をかけた金額(※百円未満は切り捨て) 上限金額は次のとおり

(1) インナーキャップ:1つあたり上限1,500円

(2) 脱毛予防用品 : 1つあたり上限3,800円

※同一年度に申請できるのは、(1)(2)各2つまで

### 申請期限

申請年度の3月末日までに、 お住いのご住所を管轄する保健所まで申請してください。

#### 申請書類

○交付申請書兼実績報告書 ○補助対象商品の領収書

〇がん治療を受けていることが分かる書類(診療明細書など)



## Q&A

質問	回答
補助してもらえる用品は何個ですか。	①頭皮冷却装置のインナーキャップ、 ②脱毛予防用品ごとに、同一年度内に 1人当たり2個ずつまでです。
治療を受けた日が3年前ですが、 補助の対象ですか。	対象です。治療を受けた日は問いません。
用品の購入日に制限がありますか。	令和3年4月1日以降に購入された用品 が対象です。
がんの治療を受けていることの証 明は、どのようにしますか。	診療明細書など、がん治療を受けている ことがわかる書類を提出してください。
脱毛予防用品に、一般的な育毛剤は含まれますか。	脱毛予防用品は、アピアランス用ケア ローション等を想定していますが、がん の治療による脱毛を防ぐために使用され る場合、育毛剤等も助成対象とします。
対象となる患者が未成年であるため、親が代わりに購入した場合でも助成対象となりますか。	対象となるがん患者の3親等以内の親族が購入された場合、助成対象となります。

# 申請・問合せ先

		10 1
保健所	住 所	電話・ファクシミリ
鳥取市保健所	〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2-138-4	電話:0857-20-0320 FAX:0857-20-3965
中部総合事務所 倉吉保健所	〒682-0802 鳥取県倉吉市東巌城町2	電話: 0858-23-3143 FAX: 0858-23-4803
西部総合事務所 米子保健所	〒683-0802 鳥取県米子市東福原1丁目1-45	電話:0859-31-9318 FAX:0859-34-1392



鳥取県 がんと向き合う

検索人



